○甲府市生ごみ発酵促進剤EMボカシ交付要綱

平成7年11月1日

環第2号

（目的）

第1　この要綱は、生ごみの自家処理を促進するため、市民に対し生ごみ発酵促進剤EMボカシ（以下「EMボカシ」という。）の交付により、ごみの減量化と資源の有効利用を図ることについて必要な事項を定めることを目的とする。

（発酵促進剤の交付）

第2　市長は、ごみの減量と堆肥化を目的として結成された団体（以下「団体」という。）に加入している世帯その他一般世帯にEMボカシを交付するものとする。

（交付するEMボカシ量）

第3　市長が交付するEMボカシは、1世帯当たり1月につき300グラムとする。

（交付対象者）

第4　交付対象世帯は、次の各号に掲げる要件を備えた世帯でなければならない。

(1)　市内に住所を有している者

(2)　ボカシあえした生ごみを自家処理するための場所、用地等を確保している世帯であること

（団体の登録等）

第5　EMボカシの交付を受けようとする団体又は世帯は、その代表者又は世帯が甲府市生ごみ発酵促進剤EMボカシ交付登録申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

2　代表者は、申請した内容に変更があった場合は、市長に甲府市生ごみ発酵促進剤EMボカシ交付登録変更申請書（第2号様式）を提出するものとする。

（交付申請）

第6　交付申請は、原則として団体の代表者が、その団体の必要量を甲府市生ごみ発酵促進剤EMボカシ交付申請書（第3号様式）により市長に申請するものとする。

2　代表者は、申請した内容に変更があった場合は、市長に甲府市生ごみ発酵促進剤EMボカシ交付変更申請書（第4号様式）を提出するものとする。

（交付）

第7　市長は、前条の申請があったときは内容を審査し、適当と認めたときはEMボカシを交付するものとする。

（運搬）

第8　交付するEMボカシは、市長が指定する場所において、配布するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

（管理）

第9　EMボカシの交付を受けた世帯は、適切な注意をもって生ごみの自家処理を行わなければならない。

（実績報告等）

第10　EMボカシの交付を受けた団体その他一般世帯は、実績報告書（第5号様式）を年1回提出しなければならない。

附　則

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。